

福井県報

第 286 号
令和 6 年
2 月 20 日(火)
火曜日発行

目次

(※は原例規集登載事項)

告示

- 漁船保険義務加入の同意成立の届出(七四・水産課).....一
- 特定第二号漁業者の共済契約締結の申込みに係る同意成立の届出(七五・同).....一
- 道路の区域の変更(七六・道路保全課).....一
- 道路の位置の指定(七七・福井土木事務所).....一

公告

- 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の新設の届出(商業・市場開拓課).....二
 - 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の廃止の届出(二件・同).....三
 - 農地を利用する権利の設定の裁定(中山間農業・畜産課).....三
 - 所在の不明な者に対する保安林の指定施設要件の変更の予定の通知(森くへり課).....四
 - 土地改良区の役員の退任(二件・福井農林総合事務所).....四
 - 土地改良区の役員の退任(丹南農林総合事務所).....四
 - 土地改良区の役員の就任(同).....五
- 人事委員会規則
- ※福井県一般職の職員等の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則(一).....六

告示

福井県告示第74号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めため、同法第112条の2第3項の規定により公示する。

令和6年2月20日

福井県知事 杉本 達治

河野村加入区

福井県告示第75号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号。以下「法」という。)第108条第5項において準用する法第105条の2第3項の規定による届出を審査し、特定第2号漁業者の同意が要件に適合すると認めため、法第108条第5項において準用する法第105条の2第4項の規定により、次のとおり公示する。

令和6年2月20日

福井県知事 杉本 達治

越前町いか釣り加入区

1 発起人の住所および氏名

丹生郡越前町宿2-6

中西 昭雄

越前市宮谷町63-60-1

宮地 勝史

2 区域

越前町漁業協同組合の地区の区域

3 区分

総トン数10トン以上の漁船により行いういか釣り漁業区分

4 漁業災害補償法施行規則(昭和39年農林省令第35号)第48条の2において準用する同規則第46条第1項の規定による通知年月日

令和6年1月15日

令和6年1月15日

福井県告示第76号

主要地方道舞鶴野原港高浜線の下記区間において、旧道の引継ぎに伴い、道路の区域を変更したため、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および小浜土木事務所において、令和6年2月20日から20日間一般の縦覧に供する。

令和6年2月20日

福井県知事 杉本 達治

道路種類	路線名	新旧別	区 間	幅員 (単位: メートル)	延長 (単位: メートル)
	舞鶴野原港高浜線		大飯郡高浜町神野9字 辻堂上15番2から 大飯郡高浜町難波江5 字風呂屋2番1まで	7.2 ～ 39.9	1850.3
	主要地方道		旧		

福井県告示第77号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により次のとおり公告する。

令和6年2月20日

福井県福井土木事務所長 辻村 直哉

1 申請者の住所および氏名

吉田郡永平寺町清水第5号23番地1

鈴木 宏紀

2 道路位置の指定表示

道路の指定を受けた位置	幅 員 (単位:メートル)	延 長 (単位:メートル)
吉田郡永平寺町清水5字 村前4番の一部、5番1 の一部、5番2および5 番3の一部	6.20～ 6.64	32.15

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べることができる。

令和6年2月20日

福井県知事 杉本 達治

- 大規模小売店舗の名称および所在地
フレッションセンターしまむら敦賀店
福井県敦賀市中央町2丁目1401番地
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
株式会社しまむら
代表取締役 鈴木 誠
埼玉県さいたま市大宮区北袋町1丁目602番1号
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
株式会社しまむら
代表取締役 鈴木 誠
埼玉県さいたま市大宮区北袋町1丁目602番1号
- 大規模小売店舗の新設をする日
令和6年11月18日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1. 170㎡
- 駐車場の収容台数 49台
- 駐輪場の収容台数 4台
- 荷さばき施設の面積 23㎡
- 廃棄物等の保管施設の容量 43㎡
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻
開店時刻 午前10時
閉店時刻 午後8時
- 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時45分から午後8時15分まで
- 駐車場の自動車の出入口の数
3箇所
- 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間
- 届出の日

令和6年1月25日

15 届出の縦覧場所

- (1) 福井県福井市大手三丁目17番1号
福井県産業労働部商業・市場開拓課
- (2) 福井県敦賀市中央町2丁目1番1号
敦賀市産業経済部商工貿易振興課
- (3) 福井県敦賀市中央町1丁目7番42号
敦賀合同庁舎内福井県会計局会計課
二州会計室
- 16 届出の縦覧期間および縦覧できる時間帯
 - (1) 縦覧期間
公告の日から4月間
 - (2) 縦覧できる時間帯
午前8時30分から午後5時15分まで
 - 17 意見書の提出先
福井県福井市大手三丁目17番1号
福井県産業労働部商業・市場開拓課

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第5項の規定による大規模小売店舗の廃止の届出があったので、同条第6項の規定により公告する。

令和6年2月20日

福井県知事 杉本 達治

1 大規模小売店舗の名称および所在地

ゲンキー若杉店

福井県福井市若杉町34字51-1

2 大規模小売店舗を廃止する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

ゲンキー株式会社

代表取締役 藤永 賢一

福井県坂井市丸岡町下久米田38字33番

3 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

2,591㎡

4 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

0㎡

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日

令和5年7月15日

6 変更する理由

店舗を閉店したため。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第5項の規定による大規模小売店舗の廃止の届出があったので、同条第6項の規定により公告する。

令和6年2月20日

福井県知事 杉本 達治

1 大規模小売店舗の名称および所在地

ゲンキー福井大和田店

福井県福井市大和田町29字47

2 大規模小売店舗を廃止する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

ゲンキー株式会社

代表取締役 藤永 賢一

福井県坂井市丸岡町下久米田38字33番

3 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

2,995㎡

4 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

0㎡

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日

令和5年7月15日

6 変更する理由

店舗を閉店したため。

農地法(昭和27年法律第229号)第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、下記農地について利用権を設定する裁定をしたので同法第41条第3項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年2月20日

福井県知事 杉本 達治

1 農地の所在等

別紙1のとおり

2 農地を利用する権利の内容等

別紙2のとおり

3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地

福井市松本3丁目16-10

福井県農地中間管理機構

公益社団法人ふくい農林水産支援センター 理事長 山本 明志

4 農地の所有者等の情報

布川 茂次

5 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに福井地方務局本局に補償金を供託する。

6 補償金の還付について

農地の所有者等は福井地方務局本局において、補償金の還付を受けることができる。

別紙 1

所在および地番	地目	面積 (㎡)
勝山市荒土町布市19字56	田	1,097
勝山市荒土町布市24字10	田	973
勝山市荒土町布市24字11	田	16
勝山市荒土町布市31字8	田	2,064
勝山市荒土町布市31字9	田	857

別紙 2

内容	地目	存続期間	借賃に相当する補償金の額 (円)
利用権	令和6年3月31日	10年	50,070

森林法 (昭和26年法律第249号) 第33条の3において準用する同法第30条の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年2月20日

福井県知事 杉本 達治

1 所在の不明な者の氏名

大井伊右エ門、大久保庄右エ門、大久保正猶、大久保猶吉、岡田作蔵、岡田作兵エ、岡本喜市、岡本喜作、加藤市郎兵衛、小林秀一、小山権七、小山崎蔵、榊原源蔵、真田定吉、谷口岩松、坪内正、寺坂伝右エ門、寺松源松、土井六左エ門、新田弥四郎、橋爪喜太郎、橋本善七、橋本伝、福田茂三、藤島太蔵、藤島又次郎、前田茂三、松田与右エ門、松田清兵エ、道久啓蔵、宮腰惣七、宮腰弥蔵、山口小右エ門、山腰源三郎、山田永蔵、山本重太郎、山本和吉、横田嘉吉、横田敏助、吉田三太郎

2 通知の要旨

(1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった

こと。

(2) 変更に係る保安林の所在場所および変更後の指定施業要件については、令和5年1月19日福井県告示第465号による。

3 掲示場所

福井県庁および大野市役所

六条用水土地改良区から、土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第17項の規定により、次の者が令和6年1月19日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和6年2月20日

福井県知事 杉本 達治

役員名 氏 名 住 所

理事 三竹 孝一 福井市下六条町29-36

足羽川堰堤土地改良区連合から、土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第17項の規定により、次の者が令和6年1月24日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和6年2月20日

福井県知事 杉本 達治

役員名 氏 名 住 所

理事 三竹 孝一 福井市下六条町29-36

松ヶ鼻土地改良区から、土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第17項の規定により、次の者が令和6年1月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和6年2月20日

福井県知事 杉本 達治

役員名 氏 名 住 所

理事 杉本 寛重 越前市小野谷町52-55

〃 牧田 峰雄 越前市真柄町15-16

〃 塚崎 信行 越前市高木町42-6

〃 西山 恒雄 越前市畑町12-11-2

〃 佐野 憲一 越前市矢放町15-16

〃 河端 教志 越前市庄田町14-14

〃 服部 常雄 越前市向新保町35-16

〃 高藤 巧 越前市庄町35-7

〃 小形 矢佐次 越前市塚町2-34
 〃 辻川 吉弘 越前市北町44-1
 〃 北野 正 越前市長尾町63-6
 〃 中村 信行 越前市大屋町26-9
 監事 加藤 昭彦 越前市北町40-17
 〃 岸本 征男 越前市岩内町16-15-3
 〃 平野 由治 越前市横市町23-43
 〃 平山 勝康 越前市蓬萊町8-24

松ヶ鼻土地改良区から、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次の者が令和6年2月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和6年2月20日

福井県知事 杉本 達治

役員名	氏名	住 所
理事	杉本 寛重	越前市小野谷町52-55
〃	服部 常雄	越前市向新保町35-16
〃	小柳 茂	越前市北町42-34
〃	井上 孝次	越前市塚町4-4-1
〃	西山 恒雄	越前市畑町12-11-2
〃	仲道 八郎	越前市矢放町1-11-1
〃	大塚 敏郎	越前市平林町20-49
〃	牧田 善浩	越前市岩内町17-1
〃	平野 由治	越前市横市町23-43
〃	塚崎 信行	越前市高木町42-6
〃	宮本 勉	越前市杉崎町11-49
〃	夏梅 茂	越前市中新庄町58-20
〃	真田権右衛門	鯖江市下新庄町53-78
監事	川崎 悟司	越前市矢船町4-1
〃	川崎 好昭	越前市庄町21-50
〃	片岡 耕治	越前市北町31-25
〃	平山 勝康	越前市蓬萊町8-24

人事委員会規則

福井県一般職の職員等の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年二月二十日

福井県人事委員会 委員長 野村 直之

福井県人事委員会規則第一号

福井県一般職の職員等の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福井県一般職の職員等の特殊勤務手当に関する条例施行規則(昭和三十一年福井県人事委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(用地交渉業務に従事する職員の手当の支給対象職員)</p> <p>第十八条 条例第十九条第一項の人事委員会の定める職員は、未来創造部新幹線</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交通まちづくり局新幹線建設推進課、嶺南振興局農村整備部、嶺南振興局林業水産部林業事業課、嶺南振興局二州農林部農村整備課、嶺南振興局二州農林部林業水産課、エネルギー環境部自然環境課、農林水産部農村振興課、農林水産部農地保全整備課、農林水産部森づくり課、農林総合事務所農村整備部もしくは農林総合事務所林業部、土木部土木管理課、土木部高規格道路課、土木部道路保全課、土木部河川課、土木部事務所、ダム建設事務所、嶺南振興局敦賀港湾事務所または福井空港事務所に勤務する職員とする。 	<p>(用地交渉業務に従事する職員の手当の支給対象職員)</p> <p>第十八条 条例第十九条第一項の人事委員会の定める職員は、未来創造部新幹線</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交通まちづくり局新幹線建設推進課、嶺南振興局農村整備部、嶺南振興局林業水産部林業事業課、嶺南振興局二州農林部農村整備課、嶺南振興局二州農林部林業水産課、エネルギー環境部自然環境課、農林水産部農村振興課、農林水産部農地保全整備課、農林水産部森づくり課、農林総合事務所農村整備部もしくは農林総合事務所林業部、土木部土木管理課、土木部高規格道路課、土木部河川課、土木部事務所、ダム建設事務所、嶺南振興局敦賀港湾事務所または福井空港事務所に勤務する職員とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

令和六年二月二十日発

行

発行人 千九一〇一八五八〇 福井県福井市大手三丁目十七番一号 福井県